

社会福祉法人板橋区社会福祉協議会の運営費の助成に関する要綱

(平成 26 年 3 月 31 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人板橋区社会福祉協議会（以下「社協」という。）の運営費の助成に関し、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和 42 年板橋区条例第 7 号。以下「条例」という。）及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和 58 年板橋区規則第 13 号）に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、社協が社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条 1 項各号の規定による活動を行うことを支援し、もって板橋区内地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助の範囲)

第 2 条 東京都板橋区（以下「区」という。）は、社協の運営に係る経費のうち、[別表](#)に定める経費を対象として、当該経費に充てるべき歳入がある場合、当該歳入額を控除した額を上限とし、予算の範囲内で助成するものとする。

(助成金の交付)

第 3 条 助成金は、条例第 3 条の規定により決定した額を概算払いにより、上半期分、下半期分の 2 回に分割して交付する。

(助成金の請求)

第 4 条 社協は、助成金の交付を受けようとするときは、請求書を区長に請求しなければならない。

(実績報告)

第 5 条 社協は、当該助成事業年度終了後、実績報告書を区長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第 6 条 区長は、前条の規定による実績報告書により助成対象事業の実績を審査し、助成金の額を確定する。

2 区長は、助成金の額を確定したときは、社協に通知するものとする。

3 第 1 項の規定による助成金の確定額は、第 3 条の規定により概算払で交付した額の合計額を超えることはできない。

4 社協は、第 1 項の規定により補助金の額が確定された場合において、返還金が生じたときは、区長が指定する日までに返還しなければならない。

(助成金の経理)

第 7 条 社協は、助成事業に係る経理について、収支の事実を記録した帳簿を整え、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

(義務)

第 8 条 社協は、区長が職員をして助成事業の運営及び経理等の状況について調査する場合又は助成事業について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

別表（第 2 条関係）

補助対象者	補助対象経費
局長（1 人） 次長（1 人） 社協の運営に専任する職員（6 人を上限とする。）	給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末・勤勉手当に相当するもの。社会保険事業主負担金

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。